

(公印省略)

6 福高医保第3号
令和6年6月20日

関係機関・関係団体 各位

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 月形祐二

被保険者証更新に係るポスター配布への御協力について（依頼）

初夏の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素から後期高齢者医療制度の運営につきましては、特段の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現行の後期高齢者医療の被保険者証（うす緑色）の有効期限は令和6年7月31日で満了し、令和6年8月1日付けで新しい被保険者証（水色）に更新することとしており、このことについて関係機関及び団体の窓口へのポスターの掲示により被保険者へ周知を図りたいと考えております。

つきましては、貴団体所属の関係機関様への貴団体を通じたポスターの配布に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 配布物 「ポスター」及び「掲示依頼文書」

2 掲示期間 (ポスター到着後から) 令和6年9月30日まで

※大変お手数ですが、過不足がある場合や不要な場合は、下記お問い合わせ先までお電話またはメールにてご連絡ください。

お問い合わせ
福岡県後期高齢者医療広域連合
保険課資格保険料係 担当：今林
TEL092-651-3112 Fax092-651-3120
shikakukanri@fukuoka-kouki.jp

後期高齢者医療の被保険者のみなさまへ

令和6年8月1日から

保険証が変わります

新しい保険証は7月末までにお届けします。有効期間は、1年間です。

ただし、保険料の滞納がある場合は、有効期間の短い保険証を交付することがあります。

現在お持ちの保険証は、
8月1日からご利用できません。

7月末まで



8月1日から



新しい保険証は、
水色です。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」も変わります。

現在、これらの認定証等をお持ちの方で、引き続き該当する方には、7月末までに保険証とは別にお届けします。



マイナンバーカードを保険証として利用できます

マイナンバーカードを保険証として利用登録することで、マイナンバー総合フリーダイヤル
マイナンバーカードを使って医療機関を受診できます。
ぜひ、ご利用ください。



0120-95-0178

今年の12月2日から現行の保険証は発行されなくなります

令和6年12月2日以降、新規の保険証発行は終了しますが、

新しく届いた水色の保険証は、有効期限まで使用できます。

なお、マイナンバーカードを保険証として利用登録していない方等については、
市区町村よりお送りする資格確認書を用いて医療機関等を受診できます。



お問い合わせ先

福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎(092)651-3111

または、お住まいの市区町村の「後期高齢者医療の担当窓口」まで